

大竹市監査公表第28号

令和3年7月26日付け大竹市監査公表第17号で公表した工事監査の結果について、措置状況の回答があったので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和3年8月25日

大竹市監査委員	薬師寺基夫
大竹市監査委員	網谷芳孝

令和2年度工事監査の結果に対する措置状況について

1 工事名及び担当課

市営御園集会所建設工事 建設部都市計画課

2 監査結果に対する措置状況の回答内容

(1) 施工計画書進捗状況管理の徹底について

「全体工程表」と各種工事の「施工計画書」との整合性が著しく損なわれている事案が見受けられた。

具体的には、電気設備工事及び機械設備工事について、全体工程表では8月から着手することになっているが、施工計画書が承諾された日付は10月末になっており、施工計画書の承諾なしに工事が進捗していた。全体工程表に示された各種工事の着工前には、必ず施工計画書を承諾しておく必要がある。

例えば、施工者に「施工計画書進捗状況管理表」を作成させて、施工計画書を承諾することが可能な予定日を記述しておくことで、全体工程表に示された各種工事の着工前に、施工計画書の承諾漏れ等を確認できるなど適切に管理することが可能ではないか。定例打ち合わせ会議等で進捗状況を確認するなど必要に応じ、適切に指導されたい。

回答（建設部都市計画課）

施工者には、各種工事の「施工計画書」についても、その着手前に提出させ、工事監理者、監督職員等で承諾漏れが無いよう適切に管理します。また、全体の施工計画書に「施工計画書進捗状況管理表」を作成しておくなどの工夫に努めます。

(2) 施工計画書と現地施工内容との不整合について

当該工事において、工事監理者による施工計画書の査読が不十分であるため、同計画書の記述内容が現地の施工内容と整合していることの確認が不十分であった。

具体的には、シーリング施工要領や塗膜防水施工要領の記述には、当該工事が新築工事であるにも関わらず、今回工事と関係のない「既存撤去」や「既存防水層の処理」等の記述がなされた施工計画書に捺印して、発注者に承諾を求めて提出されていた。

施工計画書の内容不備はもとより、工事監理者としては明らかに査読不足であり、形式主義的な工事監理の姿勢は改善する必要があると考えるので、適切に指導されたい。

回答（建設部都市計画課）

工事監理者に対し、施工計画書は、どの工事にも共通的に利用できるよう便宜的に作成するのではなく、具体的に作成するように指導を行い、監督職員等で適切に確認します。

（３）設計変更等による施工計画書等の修正について

当該工事において、設計変更がされているにもかかわらず、施工計画書の修正が行われていない事案が見受けられた。

具体的には、屋上のシート防水が塗膜防水へと工法変更されているが、施工計画書が適正に修正されていない状況であった。工事金額の増減の有無にかかわらず、関係者協議のうえで設計変更が決定された場合は、施工計画書を修正する必要があるので適切に指導されたい。

回答（建設部都市計画課）

工事監理者に対し、工法変更したものについても、施工計画書を適切に修正するように指導を行い、監督職員等で適切に確認します。

（４）特記仕様書等の指示事項等の適切な管理について

特記仕様書や現場説明書で指示・指定されている事項については、施工計画書に反映させるとともに、施工者が品質向上のために独自に施工段階で実施することも原則として施工計画書に記述させ、管理者及び発注者の承諾を受ける必要があるので適切に指導されたい。

回答（建設部都市計画課）

工事監理者に対し、施工者が品質向上のために独自に実施する内容も施工計画書に記載し、監理者と施工者がお互いに了解し、施工管理ができるよう適切な指導に努めます。